



本庁
〒328-8686 万町9-25
☎21-2316 FAX21-2673

大平総合支所
〒329-4492 大平町富田558
☎43-9205 FAX43-8818

藤岡総合支所
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900 FAX62-4625

都賀総合支所
〒328-0192 都賀町家中5982-1
☎29-1100 FAX28-0169

西方総合支所
〒322-0692 西方町本城1
☎92-0300 FAX92-2611

岩舟総合支所
〒329-4392 岩舟町静5133-1
☎55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は
本庁日直 ☎(22)3535

お知らせ

栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎整備基本計画(素案)に関するパブリックコメント(意見募集)

市消防本部では、老朽化及び狭あい化した各消防庁舎を計画的に整備し、災害から市民の安全安心を確保するため、昨年度策定した「栃木市消防庁舎整備基本構想」を踏まえ、消防本部・消防署について、より具体的な諸条件の整理検討を行い、「栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎整備基本計画(素案)」を取りまとめました。この素案に対する皆さんの意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方／市内に事業所等を有する個人法人等／市税の納税義務者／本件に利害関係を有する方

募集期間 3月11日(月)～4月9日(火)(必着)

閲覧場所 消防本部消防総務課(消防本部別館2階)、市政情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館、市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 消防本部消防

総務課窓口、総務課(本庁舎3階)窓口、各総合支所地域づくり推進課窓口、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-0012 栃木市平柳町1-34-5 栃木市消防本部消防総務課あて

③FAX (22)67666

④Eメール fd-soumu@city.tochigi.lg.jp

その他 提出された意見は後日市ホームページで公表します。(住所・氏名等は非公表)意見に対する個別回答はしません。

投票に行きましょう

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。選挙によって選ばれた代表者は、法律や条例の制定や予算の決定にかかわるなど、重要な役割を担っており、この代表者を選ぶのが選挙です。私たちの代表として、国や地方の政治をまかせるのですから、選挙はとても大切です。投票日は学校や仕事がある、旅行やレジャー、冠婚葬祭など予定のある方は期日前投票がありますので積極的にご利用ください。

また、公職選挙法では、選挙の公正、平等を保つための行為等は禁止されています。候補者や選挙事務所

に利用いただくため、投票日当日に全路線・全区間の無料運行をいたします。なお、選挙投票以外のご利用の方も無料といたしますので、この機会に是非ふれあいバスをご利用ください。

4月7日(日) ふれあいバス無料運行

ふれあいバスを選挙投票

国民年金保険料のお知らせ

国民年金の保険料は毎年度改定されます。平成31年度は月額1万6,410円となります。現金で納付されている方には、4月上旬に日本年金機構から納付書が送られます。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めてください。保険料を前納する場合は、5月7日(火)が納期限です。

国民年金保険料額が変わります

平成31年度に申請ができるのは、申請が受理された月の2年1か月前から平成32年3月までです。なお、平成30年度に学生納付特例を承認された方で、平成31年度も引き続き在学予定の方には、4月上旬に日本年金機構から学生納付特例申請書(ハガキ形式)が送付されます。これを返送された方は、窓口での申請は不要です。

学生納付特例の申請(4月1日から)

学生で所得が一定額以下の場合、申請をすると国民年金保険料の納付が猶予されます。申請に必要なもの 年金手帳/学生証(写し可、表裏両面が必要)、または在学

国民年金保険料の納付は安心・便利な口座振替を

利用できる市税等 ※普通徴収に限る 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 など

受付窓口 収税課、各総合支所市民生活課、各支所・出張所、取扱金融機関(ゆうちょ銀行は直接最寄りの郵便局へ申込み)

取扱金融機関 市内に店舗のある金融機関および三井住友銀行(すべての本支店が利用可)

申請に必要なもの 取引金融機関の通帳、通帳届出印 ※収税課窓口では、取引金融機関のキャッシュカードをお持ちいただくだけで申し込みできます。(対応可能金融機関に限られますので、問い合わせください)

振替開始時期 申込日の翌月末以降の納期から振替を開始します。2019(平成31)年度第1期より口座振替開始希望の場合

- ・固定資産税・都市計画税、軽自動車税…4月末まで
- ・市県民税…5月末まで
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料…6月末までに申込みください。

※国民健康保険税を口座振替利用の方が、後期高齢者医療保険に切り替えとなった場合は、改めて申込みが必要です。

収税課 ☎(21)2281

月	軽自動車税	固定資産税 都市計画税	市・県民税		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	
			普通徴収	年金徴収	普通徴収	年金徴収
4月				4月 仮徴収		4月 仮徴収
5月	全期 (5月31日)	1期 (5月31日)				
6月			1期 (7月1日)	6月 仮徴収		6月 仮徴収
7月		2期 (7月31日)			1期 (7月31日)	
8月			2期 (9月2日)	8月 仮徴収	2期 (9月2日)	8月 仮徴収
9月		3期 (9月30日)			3期 (9月30日)	
10月			3期 (10月31日)	10月 本徴収	4期 (10月31日)	10月 本徴収
11月		4期 (12月2日)			5期 (12月2日)	
12月			4期 (1月6日)	12月 本徴収	6期 (1月6日)	12月 本徴収
1月					7期 (1月31日)	
2月				2月 本徴収	8期 (3月2日)	2月 本徴収
3月					9期(随時) (3月31日)	

2月1日以降の方は、届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。ただし、届出ができるのは、平成31年4月1日からです。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

次の書類を持参ください。 母子健康手帳/年金手帳/印かん/申請される方のマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)/来庁される方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、在留カード等) /委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません。)

※死産等の場合は、事前に問合せ先へお問合わせください。

国民年金保険料(21)2134

新小学1年生・新中学1年生に子ども医療費受給資格者証を送ります

対象者に、新しい受給資格者証を送付しています。(小学生はむらさき色、中学生はピンク色)。受給期間が終了した受給資格者証は使用できませんので、問合せ先まで返却ください。

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際に返却ください。

国民年金保険料(21)2136

ペットボトルのごみ出し方法が変わります。ラベルをはがしてください。

4月1日(月)から、ペットボトルを資源ごみに出す

各総合支所市民生活課窓口

期間はわかる在学証明書/印かん/申請される方の個人番号カード、または通知カード/来庁される方の運転免許証、または個人番号カード等ご本人確認ができる書類/委任状(代理人が手続きする場合。様式不問) 申請できる期間

平成31年度に申請ができるのは、申請が受理された月の2年1か月前から平成32年3月までです。なお、平成30年度に学生納付特例を承認された方で、平成31年度も引き続き在学予定の方には、4月上旬に日本年金機構から納付書が送られます。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めてください。保険料を前納する場合は、5月7日(火)が納期限です。

国民年金保険料(21)2134

学生納付特例の申請は市役所及び各総合支所です。

国民年金保険料(21)2134

4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

対象者 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年

2月1日以降の方は、届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。ただし、届出ができるのは、平成31年4月1日からです。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

次の書類を持参ください。 母子健康手帳/年金手帳/印かん/申請される方のマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)/来庁される方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、在留カード等) /委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません。)

※死産等の場合は、事前に問合せ先へお問合わせください。

国民年金保険料(21)2134

新小学1年生・新中学1年生に子ども医療費受給資格者証を送ります

対象者に、新しい受給資格者証を送付しています。(小学生はむらさき色、中学生はピンク色)。受給期間が終了した受給資格者証は使用できませんので、問合せ先まで返却ください。

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際に返却ください。

国民年金保険料(21)2136

ペットボトルのごみ出し方法が変わります。ラベルをはがしてください。

4月1日(月)から、ペットボトルを資源ごみに出す

各総合支所市民生活課窓口

2月1日以降の方は、届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。ただし、届出ができるのは、平成31年4月1日からです。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

次の書類を持参ください。 母子健康手帳/年金手帳/印かん/申請される方のマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)/来庁される方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、在留カード等) /委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません。)

※死産等の場合は、事前に問合せ先へお問合わせください。

国民年金保険料(21)2134

新小学1年生・新中学1年生に子ども医療費受給資格者証を送ります

対象者に、新しい受給資格者証を送付しています。(小学生はむらさき色、中学生はピンク色)。受給期間が終了した受給資格者証は使用できませんので、問合せ先まで返却ください。

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際に返却ください。

国民年金保険料(21)2136

ペットボトルのごみ出し方法が変わります。ラベルをはがしてください。

4月1日(月)から、ペットボトルを資源ごみに出す

各総合支所市民生活課窓口

2月1日以降の方は、届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。ただし、届出ができるのは、平成31年4月1日からです。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

次の書類を持参ください。 母子健康手帳/年金手帳/印かん/申請される方のマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)/来庁される方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、在留カード等) /委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません。)

※死産等の場合は、事前に問合せ先へお問合わせください。

国民年金保険料(21)2134

新小学1年生・新中学1年生に子ども医療費受給資格者証を送ります

対象者に、新しい受給資格者証を送付しています。(小学生はむらさき色、中学生はピンク色)。受給期間が終了した受給資格者証は使用できませんので、問合せ先まで返却ください。

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際に返却ください。

国民年金保険料(21)2136

ペットボトルのごみ出し方法が変わります。ラベルをはがしてください。

4月1日(月)から、ペットボトルを資源ごみに出す

各総合支所市民生活課窓口

2月1日以降の方は、届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。ただし、届出ができるのは、平成31年4月1日からです。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

次の書類を持参ください。 母子健康手帳/年金手帳/印かん/申請される方のマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)/来庁される方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、在留カード等) /委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません。)

※死産等の場合は、事前に問合せ先へお問合わせください。

国民年金保険料(21)2134

新小学1年生・新中学1年生に子ども医療費受給資格者証を送ります

対象者に、新しい受給資格者証を送付しています。(小学生はむらさき色、中学生はピンク色)。受給期間が終了した受給資格者証は使用できませんので、問合せ先まで返却ください。

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際に返却ください。

国民年金保険料(21)2136

ペットボトルのごみ出し方法が変わります。ラベルをはがしてください。

4月1日(月)から、ペットボトルを資源ごみに出す

各総合支所市民生活課窓口

2月1日以降の方は、届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。ただし、届出ができるのは、平成31年4月1日からです。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

次の書類を持参ください。 母子健康手帳/年金手帳/印かん/申請される方のマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)/来庁される方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、在留カード等) /委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません。)

※死産等の場合は、事前に問合せ先へお問合わせください。

国民年金保険料(21)2134

新小学1年生・新中学1年生に子ども医療費受給資格者証を送ります

対象者に、新しい受給資格者証を送付しています。(小学生はむらさき色、中学生はピンク色)。受給期間が終了した受給資格者証は使用できませんので、問合せ先まで返却ください。

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際に返却ください。

国民年金保険料(21)2136

ペットボトルのごみ出し方法が変わります。ラベルをはがしてください。

4月1日(月)から、ペットボトルを資源ごみに出す

各総合支所市民生活課窓口

新年度証明書発行開始日

評価証明 4月1日(月)

公課証明 5月10日(金)

所得・課税・住民税決定証明 給与特別徴収(天引き)の方 5月15日(水)

普通徴収(納付書・口座払い)、年金特別徴収の方 6月10日(月)

証明書交付に必要なもの 申請書窓口、市ホームページに設置) / 窓口で本人確認できる書類(運転免許証、健康保険証など) / 委任状(住民票の世帯が同一でない方が証明書を取りに来る場合。ご家族でも必要)

国民市民税課(21)2261